

○三田市心道会館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成3年12月24日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市心道会館の設置及び管理に関する条例(平成3年三田市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則40・一部改正)

(使用の手続き)

第2条 条例第4条の規定により三田市心道会館(以下「会館」という。)の施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請の期間は、使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から使用しようとする日の使用開始前までの間とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(平16規則1・一部改正、平17規則36・旧第4条繰上・一部改正、平20規則40・平22規則24・令3規則10・令7規則27・一部改正)

(使用許可)

第3条 市長は、使用を許可したときは、使用許可書を交付するものとする。

(平17規則36・旧第5条繰上・一部改正、平20規則40・平22規則24・令7規則27・一部改正)

(使用の取消し等)

第4条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の取消し又は使用の変更をしようとするときは、使用しようとする日の7日前までに市長にその旨を申請しなければならない。

(平16規則1・旧第7条繰上・一部改正、平17規則36・旧第6条繰上・一部改正、平20規則40・平22規則24・令3規則10・令7規則27・一部改正)

(使用料の減免)

第5条 条例第7条に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額し、又は免除する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) あらかじめ会館に登録された青少年健全育成団体がその目的のために使用するとき 当該使用料の5割相当額

(2) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めるとき 市長がその都度定める額

2 前項各号の規定は、当該使用が営利を目的とする場合は、これらを適用しない。

3 第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(平16規則1・旧第9条繰上・一部改正、平17規則36・旧第7条繰上・一部改正、平20規則40・平22規則24・令7規則27・一部改正)

(使用料の還付)

第6条 条例第8条ただし書に規定する規則で定める特別の理由は、次の各号のいずれかに該当するときとし、還付する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できなくなったとき 当該使用料の全額

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用の取消し又は変更の申請をして認められたとき 当該使用料の全額

(3) その他市長が特にやむを得ない理由があると認めたとき 当該使用料の5割相当額以内において市長がその都度定める額

(平16規則1・追加、平17規則36・旧第8条繰上・一部改正、平20規則40・平22規則24・令7規則27・一部改正)

(禁止行為)

第7条 使用者は、会館内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱す行為

(3) 所定の場所以外の場所で火気を使用し、飲食し、又は喫煙すること。

(4) 施設若しくは附属設備を汚損し、又は損傷すること。

(5) 使用を許可されていない場所に出入りし、又は許可を受けた設備以外のものを使用すること。

(6) 許可を受けずに、壁、柱等に貼紙、くぎ打等を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障がある行為

(平16規則1・追加、平17規則36・旧第9条繰上、平20規則40・平22規則24・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用)

第7条の2 条例第13条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に同条第2項各号に規定する業務を行わせる場合における第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第2条第2項中「特に必要があると認める場合」とあるのは「特に必要があると認めるときに、あらかじめ市長の承認を得た場合」と、第5条第1項第2号及び第6条第3号中「その都度」とあるのは「市長の承認を得てその都度」とする。

(平22規則24・追加、令7規則27・一部改正)

(様式)

第8条 この規則の施行に関して必要な様式は、別に市長が定める。

(平16規則1・旧第12条繰上、平17規則36・旧第10条繰上)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会館の管理及び運営に関して必要な事項は、市長が定める。

(平16規則1・旧第13条繰上、平17規則36・旧第11条繰上)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第36号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年規則第40号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年規則第24号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、令和3年4月1日以後の利用の手続きについて適用し、同日までの利用の手続きについては、なお従前の例による。

付 則(令和7年規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の三田市心道会館の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条(同規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この規則の施行の日以後の施設の使用及び利用の許可申請について適用し、施行の日前の施設の使用及び利用の許可申請については、なお従前の例による。

- 3 新規則第3条から第6条まで(これらの規定を同規則第7条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第7条の2の規定は、この規則の施行の日以後の使用及び利用について適用し、施行の日前の使用及び利用については、なお従前の例による。